



求職活動	2ヶ月間が対象。その後は、就労を開始した上で就労証明書の提出が必要です。	●求職活動申告書(市指定用紙)
就学	学校・職業訓練施設等に通学又は通所している場合、月の就学時間が64時間以上であること。	●在学証明書および時間割(カリキュラム)
虐待やDVのおそれ		●関係機関からの証明書
育児休業	上のお子様を簡易保育園に預け、下のお子さんの育児休業を取得されている場合。 ※最大で下のお子様の育児休業期間終了日の月末までが交付対象期間。	●就労証明書 (当初は月64時間の就労も確認するため、就労証明書をご提出してください。その後、育児休業を延長された場合は、育児休業証明書をご提出ください。) ※最大で下のお子様の育児休業期間終了日の月末まで対象であり、その後は復職していただくことが必要となります。)

補助金額について

★月の補助金額が保育料の月額を超えるときは、当該保育料の月額までとなります。

	クラス年齢	市民税所得割額	補助金額
補助金額	3歳未満児 (市民税の所得割額課税世帯※1)	～48,600円未満	月/28,000円
		48,600円～97,000円未満	月/24,000円
		97,000円以上	月/21,000円
	3歳未満児 (非課税世帯※1)	子育てのための施設等利用給付の対象になります。 別途、補助金の申請手続きが必要です。	
	3歳以上児	※第2子以降の補助金加算は対象です。 詳しくは「第2子以降の補助金加算について」をご覧ください。	

※1 4月～8月利用分は前年度の市民税、9月～3月分は当該年度の市民税で補助金額を決定します。
 父母の収入が一定額以下の場合は、同居している祖父母等の市民税で補助金額を決定します。

第2子以降の補助金加算について

○下記の要件を全て満たしている場合に、通常の補助金のほか25,000円を限度に補助金を加算します。
 (通常の補助金の要件も必要となります。)

子育てのための施設等利用給付の対象である3歳以上児(全世帯)、3歳未満児(非課税世帯)も第2子加算補助の対象となります。対象者は、子育てのための施設等利用給付の認定に加えて、簡易保育園保育料補助金の申請が必要です。なお、申請は年度ごとに必要となります。

- ① 市川市に居住している
- ② 対象施設の0～5歳クラスに在籍している
- ③ 簡易保育園保育料補助金の支給要件を満たしている(保育の必要性がある)
- ④ 世帯の第2子以降である
- ⑤ きょうだい含めて保育料の滞納がない

※所得は問いません ※市外の簡易保育園に通う児童も対象です

○通常の補助金額に加算して補助することにより、簡易保育園に支払っている保育料を超えないように、加算額を調整します。(加算額は25,000円が限度)

例1) 1歳児、月40,000円で簡易保育園に入園している第2子の加算補助金額は？
 保育料: 月40,000円－通常の補助金: 21,000円＝19,000円: 加算補助金額

例2) 4歳児、月40,000円で簡易保育園に入園している第2子の加算補助金額は？
 保育料: 月40,000円－子育てのための施設等利用給付金: 37,000円＝3,000円: 加算補助金額

申請について

○申請書類等は、市川市役所こども施設入園課、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口、および市内各簡易保育園にあります。市川市役所ホームページ(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/1521000001.html>)からもダウンロードできます。

申請書類	
①簡易保育園保育料補助金交付申請書(市指定)	世帯構成状況は、住民票の同別に限らず同居している場合は、ご家族全員をご記入ください。(お子さん一人につき一部)
②通園証明書(市指定)	保育園にて、ご記入していただく書類です。(お子さん一人につき一部)
③お子さんを保育できないことの証明(保護者の方)	提出書類は、「補助の要件について」をご参照ください。 単身赴任(海外含む)等の場合も必要です。 《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の妻・夫
④その他状況に応じて必要な書類	申請時の状況
	提出書類
	ひとり親世帯、両親不存在
	ひとり親世帯(予定)
保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	●世帯状況申立書(市指定) ●戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)
	●世帯状況申立書(市指定) ●離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等)(コピー可)
⑤市民税・県民税課税(非課税)証明書または納税通知書 (令和5年1月1日時点から継続して市川市にお住まいの方は、提出の必要はありません)	●特別永住者証明書または在留カードのコピー(表裏) 資格外活動許可証のコピー
	《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の妻・夫 ◆同居の祖父母(父母が住民税非課税の場合) 【A】令和6年4月～令和6年8月利用分を申請の場合 令和5年1月1日時点で他市区町村にお住まいだった方 →令和5年度分の課税証明書等をご提出ください。 【B】令和6年9月～令和7年3月利用分を申請の場合 令和6年1月1日時点で他市区町村にお住まいだった方 →令和6年度分の課税証明書等をご提出ください。 ※【A】【B】どちらにも該当する場合、令和5年度分及び令和6年度分の課税証明書等が必要になります。

《記入上の注意事項》

- 保育園が市と請求手続きを行う関係で、申請書に委任者欄がございますので、必ずご記入ください。
- 申請書裏面の振込先口座は、記入漏れ等がないようにご記入ください。

《提出について》

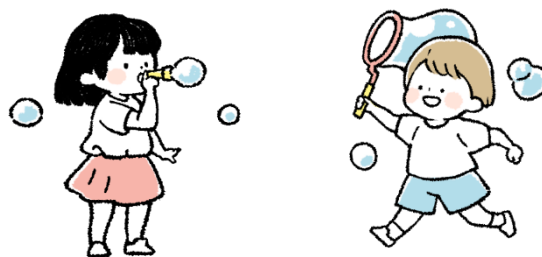
上記、必要書類を揃えて

市内の簡易保育園に入園されている方は、保育園にご提出ください。

市外の簡易保育園に入園されている方は、直接、市役所こども施設入園課、又は、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口にご提出ください。

(ご郵送される場合は、〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 こども施設入園課 事業管理グループ宛までお送りください。)

請求手続きについて



○内容

1. 補助金の請求に必要な「実績報告書兼交付請求書」を各保育園に記入依頼をします。
保育園よりお子様の保育料を納めている事、通園されている事の実績報告を受け請求手続きが完了となります。
2. 「実績報告書兼交付請求書」は3カ月に一回(四半期毎)、各保育園に依頼します。

申請書提出日及び振込月等について

四 半 期	対 象 月	申請書提出期限	支 払 予 定 日
第 1 期	4 月、5 月、6 月	令和 6 年 6 月 28 日	令和 6 年 9 月下旬
第 2 期	7 月、8 月、9 月	令和 6 年 9 月 30 日	令和 6 年 12 月下旬
第 3 期	10 月、11 月、12 月	令和 6 年 12 月 27 日	令和 7 年 3 月下旬
第 4 期	1 月、2 月、3 月	令和 7 年 3 月 31 日	令和 7 年 5 月下旬

※申請書類は、通園を開始した時点で、できるだけ早めにご提出ください。

○振込み日等のお知らせは、各保育園に掲示いたします。

※申請手続きは、年度ごとに必要です。

年度終了後(令和 7 年 3 月 31 日(月)より後)に前年分の申請をなされても、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

申請後に状況等が変わった場合について

申請後に申請内容が変わった場合は、必要に応じて下記の書類の提出が必要となります。

項 目	提 出 書 類	
住所等が変わった場合	変更等承認申請書	
勤務先の変更	変更等承認申請書(前退職日を記載)	就労証明書(新しい勤務先)
雇用期間の更新をした場合	変更等承認申請書	就労証明書
退園したとき	変更等承認申請書(退園日を記載)	
振込先口座の変更	振込指定口座変更届	
簡易保育園を変更した場合	簡易保育園保育料補助金交付申請書 及び 新しい保育園の通園証明書	
要件の変更が生じた場合	変更等承認申請書 及び 変更後の要件書類	

★★ 次のような場合は、補助金の交付ができなくなります ★★

- ①市川市外に転出したとき。
- ②簡易保育園を退園したとき。
- ③仕事を辞めたなど、お子さんを保育できないと認められる状況ではなくなったとき。

※補助金交付後に保育を必要とする要件がないことが判明するなど、交付対象外となった場合は、交付した補助金は返還していただきますので、ご注意ください。

Q&A

Q 育児休業から復職するために簡易保育園に預けることとしましたが、いつから補助金の対象となりますか？

- A 入園された月の翌月 10 日までに復職された場合、入園された月から交付対象となります。そのため、復職日を確認する必要がありますので、復職日以降に証明された就労証明書をご提出ください。
- (例) 4月入園、5月10日に復職 → 4月から交付対象
4月入園、5月11日に復職 → 5月から交付対象

Q こどもが簡易保育園に通って補助金を受けておりますが、この度第2子を出産することになり、母は産前・産後休暇、育児休業を取ることにになりました。育児休業中も第1子はそのまま簡易保育園に通わせようと思いますが、その間も補助金は出ますか？

- A 下の子の産前・産後休暇、育児休業の期間(下の子の育児休業期間終了日の月末まで)も、上の子の補助金は交付します。(平成 29 年 10 月 18 日施行)
- また、パートでお勤めの方などで、第2子出産にあたり一度仕事を辞めた場合には、出産予定日をはさんで前後2ヵ月ずつ合計5ヵ月間は出産要件で補助金の対象となりますが、それ以外の期間は、仕事をしているなど保育を必要とする要件を満たしてなければ対象なりません。
- 産前・産後合計5ヶ月間については母子手帳のコピーの提出、育児休業取得期間については、育休取得期間を記入した就労証明書の提出がそれぞれ必要となります。

Q こどもが簡易保育園に通って補助金を受けていますが、離職をしました。その後、再就職するための求職期間中は、補助金が出ますか？

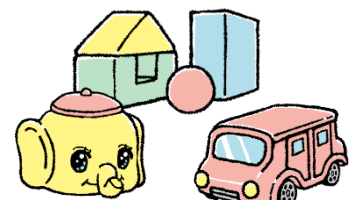
- A 求職期間中は、2ヵ月間は補助金の対象となります。変更等承認申請書に前職退職日を記入の上、求職活動申告書とあわせてご提出ください。
- その後2ヵ月以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。

Q 第2子以降の補助金加算は、第1子の年齢によっては対象とならないですか？

- A 第1子の年齢は問いません。
- (例) 第1子が19歳で、第2子が5歳の場合 → 第2子加算の対象になります。

Q 第2子以降の補助金加算は、世帯の所得制限はありますか？

- A 世帯の所得制限はありません。



申請に関するフローチャート

〈保育の必要性があることが条件です〉

START

簡易保育園に通園する
お子さんの年齢は？
0～2歳 3～5歳

市民税の世帯状況はどちらですか？

課税世帯

非課税世帯

子育てのための施設等利用給付認定
(新2号・新3号)は受けていますか？
はい いいえ

世帯で何番目のお子さんですか？

第1子

第2子以降

世帯で何番目のお子さんですか？

第1子

第2子以降

該当なし

《簡易保育園保育料補助金》

月額 21,000 円～
28,000 円まで無償

《簡易保育園保育料補助金》

月額 46,000 円～
53,000 円まで無償
(通常の補助金＋
25,000 円)

《子育てのための施設等利用給付》

月額 37,000 円まで無償
※市民税非課税の場合は
月額 42,000 円まで無償

《子育てのための施設等利用給付
＋簡易保育園保育料補助金》

月額 62,000 円まで無償
(37,000 円＋25,000 円)
※市民税非課税の場合は
月額 67,000 円まで無償
(42,000 円＋25,000 円)

第2子以降の補助金加算については、
子育てのための施設等利用給付認定に加えて、
簡易保育園保育料補助金の申請（年度ごと）が
必要です！



ご不明点がございましたら下記までお問い合わせください。
TEL : 047-704-0255 (直通)
こども部 こども施設入園課 事業管理グループ

